

## 令和4年度 国公立「高校生等奨学給付金～家計急変世帯～」 支給制度の概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金」を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響など予期しない事象により、保護者等の収入が激減するなどの家計急変があり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯に相当すると認められる世帯を対象に奨学給付金を支給します。

### 1 支給要件

平成26年4月1日以降に国公立高等学校等に入学した生徒の保護者等のうち、基準日現在の状況が次のすべてに該当すること。

- ① 奈良県内に住所を有していること
- ② 高校生等が国公立の高等学校等または、専攻科に在学していること
- ③ 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科修学支援金の補助対象となる者
- ④ 家計が急変し、保護者等全員が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)」である世帯に相当すると認められる世帯であること  
※昨年度家計急変世帯として認定された世帯で、今年度も非課税世帯ではなく家計急変状態が継続している場合も、申請することができます。

#### 【非課税世帯に相当する世帯の年収見込額】

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満
事業所得者	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

### 2 提出期限及び支給額（いずれも国公立学校用）

家計急変が発生した時期	各学校から学校支援課への提出期限	支給額
令和4年7月1日以前	令和4年10月31日(月) 必着	非課税世帯(第1子) 114,100円 非課税世帯(第2子以降) 143,700円 非課税世帯【通信制・専攻科】 50,500円
令和4年7月2日以降	令和5年2月1日(水) 必着	申請のあった翌月以降の月数に応じた支給額

※家計急変が7月1日以前に発生し期日までに申請した場合は、支給額の年額を支給します。  
※家計急変世帯からの申請については、制度の目的を考慮し代理受領を実施しません。